

議案第100号	三田市生涯学習審議会条例の制定について
生涯学習支援課	生涯学習の総合的な推進及び振興並びに社会教育の施策に関する事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について市長又は教育委員会に意見を述べるため、附属機関として三田市生涯学習審議会を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。

【制定背景】 これまで社会教育に関わる課題について、教育委員会から委嘱を受けた社会教育委員が研究・協議し、教育委員会に対し助言を行ってきたが、社会教育委員から提出された「生涯学習に関する会議の設置について（平成24年8月）」や、第4次総合計画において、総合的な生涯学習の推進を図るための会議の設定等が規定されたことにより、社会教育委員を一元化した市長及び教育委員会の附属機関として、当該会議を設置することで、総合的に生涯学習を推進し、より効果的な施策展開を目指していこうとするものである。

【関係法令】 地方自治法第138条の4第3項、第202条の3  
 教育基本法第3条  
 社会教育法第13条  
 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第11条

【制定内容】

●組織及び所掌事務（第1条、第2条関係）

附属機関の属する執行機関	市長及び教育委員会
担当事務	生涯学習の総合的な推進及び振興並びに社会教育の施策に関する事項について調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について意見を述べる。
委員の人数	15人以内
委員	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長及び教育委員会が必要と認める者
任期	2年

●専門委員（第3条関係）

◇審議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

◇専門委員は、専門の事項に関し学識経験者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて任命する。

◇任期は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

【施行期日】 平成25年4月1日

【その他】 この条例の付則で「社会教育委員の定数等に関する条例」を廃止する。